2月の相談

日 開催日 時 時間 所 場所 予予約受付 問 問い合わせ先

弁護士による法律相談(要予約) 4日休、18日休 ※新型コロナウイルスの感染症の影響により中止になる場合があります。

問 13:30 ~ 16:30 厨 市役所1階 相談室 图 1カ月前から 問 市民生活課 ☎ 22-1116 ※内容により、お受けできない場合があります。

行政相談委員による行政相談 当分の間中止します。

厨 9:30~11:30 厨 市役所1階 相談室

問 市民生活課 ☎ 22-1116

司法書士による法律相談(要予約) 26日金の開設は中止します。

厨 14:00 ~ 16:00 厨 ひまわり会館

問 徳島県司法書士会 ☎088-657-7191(相談予約電話) ※1人30分まで。

消費生活相談(来所時は要電話)

平日開館

問 9:30 ~ 16:30 所 社会福祉会館3階(阿南駅南隣)

問 消費生活センター ☎ 24-3251

特設人権相談

10日(水)

厨 13:30 ~ 16:00

厕 新野公民館、羽ノ浦公民館

問 人権·男女参画課 ☎ 22-3094

人権相談

19日金

厨 13:30 ~ 16:00 厨 ひまわり会館

問 人権·男女参画課 ☎ 22-3094

女性のための生き方なんでも相談(要予約)

所 予約時にお伝えします
 予 随時

問 男女共同参画室相談予約電話 ☎ 22-0361

年金相談 (要予約) 今月の相談はありません。

厨 9:30 ~ 15:30 厨 市商工業振興センター

图 1カ月前から電話による完全予約制

問 徳島南年金事務所 ☎ 088-652-1511

※3月の相談日は4日休です。

心配ごと相談 1日(月)、8日(月)、15日(月)、22日(月)

時 10:00 ~ 15:00 所 ひまわり会館1階

問 社会福祉協議会 ☎ 23-7288

空き家・空土地有効活用相談会 9日火

厨 10:00 ~ 16:00 厨 市役所 2階 市民交流ロビー

予 5日金までに

問 徳島県宅地建物取引業協会阿南·海部支部 ☎ 23-7408 または住宅課 ☎ 22-3431

中小企業の経営相談会(要予約) 12日 金、18日 休

厨 9:00 ~ 17:00 厨 市役所 2 階 207会議室

予前日までに徳島県よろず支援拠点へ

問 徳島県よろず支援拠点 ☎ 088-676-4625 または商工観光労政課 ☎ 22-3290

2月の夜間・休日診療

軽症でも急いで治療の必要がある場合、次の医療機関で受診できます。

●休日昼間 9:00~17:00

	医療機関名	所在地	問い合わせ
7⊟	玉真病院	宝田町	2 3-0551
11⊟	阿南市夜間休日診療所	宝田町	28 -6200
14⊟	阿南市夜間休日診療所	宝田町	28 -6200
21⊟	阿南市夜間休日診療所	宝田町	28 -6200
23⊟	殿谷整形外科医院	津乃峰町	2 7-3334
28⊟	阿南市夜間休日診療所	宝田町	28 -6200

※必ず事前に当番医療機関に電話で確認してから受診してください。 当日変更する場合があります。

●夜間 (毎日) の当番 18:00~22:00 (日曜祝日は17:00~)

当番医療機関の問い合わせは 阿南市消防本部 ☎22-1120

音声案内 ☎22-9999まで

または阿南市医師会ホームページをご覧ください。

※阿南市夜間休日診療所は健康づくりセンター内にあります。

●小児救急医療体制

受入日や時間帯は徳島県ホームページ「医療とくしま」 にてご確認ください。

防災行政無線の自動電話応答サービス ☎28-9000

防災行政無線からの放送内容を電話で確認することが できます。通話料は利用者の負担になります。

2月の市税

■固定資産税 (1 期、全期)、軽自動車税種別割の □座振替をご希望の方は、3月5日 金までに指 定金融機関の窓口へお申し込みください。

2月の延長・日曜窓口

市税の納付および分納等の納税相談を受け付けて います。

※課税内容のご相談については、平日開庁時間内に対応しています。

延長窓口 17日水 17:15~19:15

正面玄関からお越しください。

日曜窓口 28日(日) 8:30~17:00

東玄関からお越しください。

問い合わせ 税務課納税係 ☎ 22-1792

2月の平日延長窓口

3日冰、17日冰)17:15~18:15

●住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、身 分証明書、所得証明書、所得課税証明書、市·県民 税公課証明書、軽自動車税納税証明書の交付 (※時間延長時は、住民異動・印鑑登録・申告等は行っていません。)

問い合わせ 市民生活課 ☎ 22-1116

公共下水道受益者負担金

■納期限 分割納付の第3期 3月1日月

問い合わせ 下水道課 ☎ 22-1796